本則の表に次のように加える。

事務実施者	事務
独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）	独立行政法人等に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	独立行政法人等が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第八十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第四号の規定に基づき、国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を次のように定める。

平成二十九年三月十日　総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる者が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

事務実施者	事務
株式会社ＴＫＣ	株式会社ＴＫＣに使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	株式会社ＴＫＣが管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第八十四号

平成二十九年二月二十七日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国におけるヘラートにおける農業のバリューチェーン向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ヘラートにおける農業のバリューチェーン向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　署名者

日　本　側　榎下健司在アフガニスタン臨時代理大使

国際連合側　モハメド・ハイダー・レザ国際連合プロジェクト・サービス機関在アフガニスタン事務所長代行

平成二十九年三月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十五号

平成二十九年二月二十七日にウィントフックで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がナミビア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四千万円

3　署名者

日　本　側　坂本秀之在ナミビア大使

ナミビア側　ネトゥンボ・ナンディ＝ンダイトワ副首相兼国際関係・協力大臣

平成二十九年三月十日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第七十二号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十八年十二月財務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月十日　財務大臣　麻生　太郎

五十二中「一〇〇コルドバ・オロにつき本邦通貨三八八円」を「一〇〇コルドバにつき本邦通貨三八八円」に改める。

○文部科学省告示第三十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十九年三月十日　文部科学大臣　松野　博一

別表一及び別表二に掲げる家屋

別表一　小菅の里及び小菅山の文化的景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	長野県飯山市大字瑞穂六〇四七―一
主屋	一棟	同　六〇四八―一
土蔵	一棟	同　六〇四八―一
主屋	一棟	同　六〇五二―一
土蔵	一棟	同　六〇五七
主屋	一棟	同　六〇六五―一
土蔵	一棟	同　六〇六五―一
小屋	一棟	同　六〇六六―一
小屋	一棟	同　六〇六七
主屋	一棟	同　六〇六九―一
小屋	一棟	同　六〇七〇
土蔵	一棟	同　六〇七五―一
土蔵	一棟	同　六〇八〇―一
小屋	一棟	同　六〇八〇―一
土蔵	一棟	同　六〇八四―二
主屋	一棟	同　六〇八六
土蔵	一棟	同　六五一二
主屋	一棟	同　六五五三―一
小屋	一棟	同　六五五九―一
土蔵	一棟	同　六五六七